

青森県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種実施要領

(目的)

第1 この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項の規定による「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）第2節第3の2」に基づき、県が登録する飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）による豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種を実施するため必要な事項を定める。

(飼養衛生管理者の登録)

- 第2 登録飼養衛生管理者として登録を受けようとする者は、指針第2節第3の2の1の留意事項13の1に基づき、家畜保健衛生所が開催する研修会を受講しなければならない。
- 2 前項による研修会を受講しようとする者は、様式第1号により従事する農場を管轄する家畜保健衛生所長（以下、「管轄家畜保健衛生所長」という。）に申請する。
 - 3 前項の申請を受けた家畜保健衛生所長は、当該研修の対象者に対し、研修の開催について様式第2号により通知する。また、当該研修の講師を知事認定獣医師とする場合、当該獣医師に対し、研修の実施について様式第3号により依頼する。
 - 4 知事認定獣医師は、研修実施後、速やかに様式第4号により実施状況を管轄家畜保健衛生所長に報告する。
 - 5 家畜保健衛生所長は、研修を実施した場合又は新規受講者が前項の研修を修了したことを確認した場合には、様式第5号により修了者に修了証（様式第6号）を交付するとともに、様式第7号により研修修了者を畜産課に報告する。畜産課は、家畜保健衛生所長の報告に基づき飼養衛生管理者の台帳を整備し、登録及び管理する。
 - 6 前項で登録された登録飼養衛生管理者は、原則として、毎年1回以上、家畜保健衛生所が開催する研修会を受講しなければならない。

(農場の認定等)

- 第3 認定及びワクチンの使用許可を受けようとする農場は、管轄家畜保健衛生所長に次の各号の書類を提出する。
- (1) 豚熱ワクチン接種に係る農場認定申請書（変更申請書）（様式第8号）
 - (2) 作業手順書
 - (3) 飼養衛生管理基準の遵守に関し、家畜保健衛生所から改善指導を受けている農場においては、改善計画書
 - (4) 動物用生物学的製剤使用許可書（青森県家畜伝染病予防法施行規則第3号様式）
 - (5) その他、県が認定に必要とする書類
- 2 家畜保健衛生所長は、第1項による申請が提出された場合、当該農場が指針に基づく事項を満たしているか、原則、立入により確認するものとし、やむを得ない場合は書面や聞き取り調査、直近1年以内の立入による確認結果で代えることができるものとする。

- 3 家畜保健衛生所長は、第一項による申請及び前項による確認結果が適正と認められた場合、様式第9号により農場を認定（以下、「認定農場」という。）するほか、畜産課に様式第10号により報告するとともに、動物用生物学的製剤使用許可書を進達する。
- 4 前項の規定による進達を受け、県は、法第50条に基づきワクチン使用の許可を与える。
- 5 畜産課は、第2の5の飼養衛生管理者の台帳と認定農場を一体的に管理する。

（認定の期間）

第4 前条による認定及び法第50条の許可を与える期間は、登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う期間とする。

（申請事項の変更）

- 第5 登録飼養衛生管理者及び認定農場は、第3に規定する申請事項に変更が生じた場合は、速やかに様式第8号により家畜保健衛生所長にその内容を申請しなければならない。
- 2 登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定の申請事項の変更申請を受けた家畜保健衛生所は、前項による申請が適正と認められた場合、様式第9号により申請者に通知するほか、様式第10号により畜産課に報告する。

（登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定の取消）

- 第6 家畜保健衛生所長は、登録飼養衛生管理者及び認定農場が指針第2章第2節第3の2の1の留意事項13に規定する認定要件を満たさなくなり、又は指針別紙2の7に該当し、県の改善指導を受けたにも関わらず、一定期間を経過しても改善されない場合は、登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定を取消すものとする。
- 2 登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定の取消を行った家畜保健衛生所は、様式第9号により申請者に通知するほか、様式第10号により畜産課に報告する。

（ワクチンの受領等）

- 第7 登録飼養衛生管理者は、ワクチンを受け取る際には、認定農場におけるワクチン接種計画書（様式第11号）を指示・監督を行う知事認定獣医師を経由して家畜保健衛生所長に提出しなければならない。
- 2 前項によるワクチン接種計画書を受け取った知事認定獣医師は、豚熱ワクチン接種票（指針別記様式2号）を作成し、家畜保健衛生所長に提出しなければならない。
- 3 家畜保健衛生所長は、ワクチン接種計画書と豚熱ワクチン接種票を確認の上、知事認定獣医師を経由して、登録飼養衛生管理者にワクチンを受け渡すものとする。
- 4 ワクチンを受領した知事認定獣医師は、認定農場の接種対象豚を診察の上、豚熱ワクチン接種票を交付し、ワクチンを受け渡すものとする。
- 5 第一項によるワクチン接種計画書及び第二項による豚熱ワクチン接種票は、原則として1か月を超えない期間の計画とする。ただし、実験動物施設で厳格なワクチン管理ができる場合等、家畜保健衛生所長が認める場合はその限りでない。

(ワクチンの接種等)

- 第8 登録飼養衛生管理者は、ワクチンの用法用量に基づき、適正に保管、使用するとともに、第7に規定する豚熱ワクチン接種票に基づき、接種しなければならない。
- 2 認定農場は、ワクチン接種に必要な資材等を自らで準備しなければならない。
 - 3 登録飼養衛生管理者は、ワクチン接種豚にマーキングするとともに、当該豚を移動する際は、法第7条の規定に準じて自ら標識を付さなければならない。

(実績報告)

- 第9 登録飼養衛生管理者は、ワクチンを接種した際は、速やかに認定農場におけるワクチン接種実績報告(様式第12号)によりワクチン接種の実績を豚熱ワクチン接種票の交付を受けた知事認定獣医師に提出しなければならない。
- 2 前項に基づく実績の提出を受けた知事認定獣医師は、青森県知事認定獣医師認定要領第15に基づき、交付した豚熱ワクチン接種票の内容と差異がないか確認の上、速やかに家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

(ワクチン等の返却)

- 第10 認定農場における家畜所有者は、余剰の未開封ワクチン及び使用済みワクチン瓶を適正に管理、保管し、知事認定獣医師に返却しなければならない。
- 2 ただし、余剰の未開封ワクチンの使用予定日が明確であり、又は衛生上の事由等により知事認定獣医師及び家畜保健衛生所長が返却を不要とする場合はその限りでない。

(その他)

- 第11 認定農場に従事する者及び登録飼養衛生管理者は、この要領のほか法及び指針、並びに関係法令に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 この要領に定める事項のほか必要な事項は、県が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は令和5年12月18日から施行する。
- 2 ただし、第8の規定によるワクチンの接種等については、指針第2節第3の2の2(2)に基づき県がワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けた日から施行する。

〇〇〇家畜保健衛生所長 殿

住所
 氏名
 （団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号
 E-mail

登録飼養衛生管理者研修会受講申請書

青森県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種実施要領第2の2に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 受講希望者

(1)	氏名	氏名
	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	住所	市町村以下の住所
	接種を行う農場名及び住所	会社名、農場名（市町村以下の住所）
	本県以外で登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチン接種を行う農場名及び住所	会社名、農場名（住所）

※複数名が受講する場合は、行を増やし、全員分を記入すること。

2 研修会の希望

実施日	令和 年 月 日
実施場所	農場名、建物名等
講師	知事認定獣医師（氏名） ・ 家畜保健衛生所職員

※知事認定獣医師による研修を希望する場合は、希望する日時及び場所における当該獣医師による研修の実施について、当該獣医師の内諾を得ておくこと。

様

〇〇〇家畜保健衛生所長
(公 印 省 略)

登録飼養衛生管理者研修会の開催について（通知）

令和 年 月 日に申請のあったこのことについて、下記により研修を開催することとし、青森県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種実施要領第2の3により通知しますので、研修会を受講してください。

記

1 受講希望者

(1)	氏 名	氏名
	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	住 所	市町村以下の住所
	接種を行う農場名及び住所	会社名、農場名 (市町村以下の住所)
	本県以外で登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチン接種を行う農場名及び住所	会社名、農場名 (住所)

2 研修会

実施日	令和 年 月 日
実施場所	農場名、建物名等
講 師	知事認定獣医師 (氏 名) ・ 家畜保健衛生所職員
方 法	実地開催 ・ オンライン開催
資 料	別添資料を使用すること。

担当： 家畜保健衛生所
役職 氏名
TEL：
FAX：
MAIL：

様

〇〇〇家畜保健衛生所長
(公 印 省 略)

登録飼養衛生管理者研修会の開催について（依頼）

令和 年 月 日に（申請者名）から申請のあったこのことについて、青森県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種実施要領第2の3に基づき、下記により研修の実施を依頼します。

なお、研修開催後は、豚熱ワクチン接種実施要領第2の4に基づき、研修実施報告書を提出して下さるようお願いします。

記

1 受講希望者

(1)	氏 名	氏名
	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	住 所	市町村以下の住所
	接種を行う農場名及び住所	会社名、農場名（市町村以下の住所）
	本県以外で登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチン接種を行う農場名及び住所	会社名、農場名（住所）

2 研修会

実施日	令和 年 月 日
実施場所	農場名、建物名等
講 師	知事認定獣医師（氏 名） ・ 家畜保健衛生所職員
方 法	実地開催 ・ オンライン開催
資 料	別添資料を使用すること。

担当：〇〇〇家畜保健衛生所
役職 氏名

TEL :

FAX :

MAIL :

〇〇〇家畜保健衛生所長 殿

住所
 氏名
 （団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号
 E-mail

研修実施報告書

青森県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種実施要領第2の4により、研修を実施したので、下記のとおり報告します。

記

1 修了者

(1)	氏名	氏名
	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	住所	市町村以下の住所
	接種を行う農場の称名及び住所	会社名、農場名 (市町村以下の住所)
	本県以外で登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチン接種を行う農場名及び住所	会社名、農場名 (住所)

※複数名が受講した場合は、行を増やし、全員分を記入すること。

2 研修会

実施日	令和 年 月 日
実施場所	農場名、建物名等

様式第5号（第2関係）

番 号
令和 年 月 日

修了者 殿

〇〇〇家畜保健衛生所長
(公 印 省 略)

登録飼養衛生管理者研修会修了証の交付について（通知）

年 月 日付け申請のあったこのことについて、青森県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種実施要領第2及び第5に基づき、別添のとおり修了証を交付します。

様式第6号（第2関係）

修 了 証		
〇〇 〇〇（ 年 月 日生）		
上記の者を豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に関する研修会の修了者と認める		
修了番号	家保 第	号
修了日	年 月 日	
青森県 〇〇〇家畜保健衛生所長 印		

縦 53.98mm、横 85.60mm

様式第7号（第2関係）

豚熱ワクチン接種に係る研修修了者

年 月 日

〇〇〇家畜保健衛生所

担当：役職 氏名

研修会			飼養衛生管理者			接種を行う農場		本県以外で 接種を行う農場	
修了 番号	修了年月日	研修場所	氏 名	住 所	生年月日	名 称	住 所	名 称	住 所

〇〇〇家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所
氏名

豚熱ワクチン接種に係る農場認定申請書（変更申請書）

このことについて、青森県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種実施要領第3（第5）に基づき、必要書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付資料の記載事項は、事実と相違ありません。

1 認定（変更）を申請する農場

（1）名 称：

（2）住 所：

2 飼養規模

（1）繁殖豚： 頭

（2）肥育豚： 頭

（3）子 豚： 頭

（4）その他（ ）： 頭

（3 変更内容）

様式第8号 別紙

1 登録飼養衛生管理者一覧

No.	氏名	住所	連絡先

※複数名の場合は、代表する登録飼養衛生管理者名を一番上に記載

2 指示を受ける知事認定獣医師名

3 接種の計画

接種者	接種の頻度	1回当たりの 接種頭数(頭)	1か月当たりの 接種頭数(頭)	備考
登録飼養 衛生管理者				
知事認定 獣医師				

4 添付資料

(1) 作業手順書

(2) 飼養衛生管理基準に関し、家畜保健衛生所から改善指導を受けている農場においては、改善計画書

※変更申請の場合は、変更部分を下線により明示

番 号
年 月 日

申請者 殿

〇〇〇家畜保健衛生所長

豚熱ワクチン接種に係る農場の認定（変更認定・認定取消）について（通知）

年 月 日に申請のあったこのことについて、青森県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種実施要領第3の3（第5の2・第6の1）に基づき、下記のとおり農場を認定（変更を認定・農場の認定を取り消）したのでお知らせします。

（以下、認定及び変更認定の場合）

なお、申請事項に変更があった場合は、同要領第5に基づき、速やかに申請してください。

記

1 認定（変更認定・認定取消）を行う農場

（1）名 称：

（2）住 所：

2 認定（変更認定・認定取消）日

年 月 日

畜産課長 殿

〇〇〇家畜保健衛生所長
(公 印 省 略)

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る
農場の認定（変更認定・認定取消）について（報告）

このことについて、青森県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種実施要領第3（第5の2・第6の1）の規定に基づき、下記のとおり農場を認定（変更認定・認定取消）したことを報告します。

記

1 認定（変更認定・認定取消）農場の情報

- (1) 名 称：
- (2) 住 所：

2 指針に定める事項の確認状況

確認事項		適・不適	備 考
飼養衛生管理 基準の遵守	飼養衛生管理基準を遵守しているか		
	不遵守事項がある場合は、改善計画書を作成しているか		
作業手順書の 作成	必要な事項が記載されているか		
	作業手順書に記載された事項が実行可能な体制となっているか		
ワクチンの使用 許可要件	認定農場において接種を行う者が登録飼養衛生管理者に限られているか		
	登録飼養衛生管理が遵守すべき事項を遵守可能な体制か		
	ワクチンの適切な管理が可能な体制か		
	ワクチン接種実績の記録・報告が可能な体制か		
	家畜保健衛生所による年1回以上の立入検査が可能か		
	家畜保健衛生所による年1回以上の免疫付与状況確認検査が可能か		

3 添付資料

豚熱ワクチン接種に係る農場認定申請書（変更申請書）（実施要領 様式第8号）

〇〇〇家畜保健衛生所長 殿

認定農場 名称：
住所：

認定農場におけるワクチン接種計画書

このことについて、以下の計画のとおり豚熱ワクチンを接種しますので提出します。

1 指示を受ける知事認定獣医師名

2 接種を行う予定の登録飼養衛生管理者名及び電話番号

氏名：

電話番号：

※複数名いる場合は、代表する登録飼養衛生管理者名及び電話番号を記載

3 接種の計画期間： 年 月 日～ 年 月 日

4 接種計画

(1) 登録飼養衛生管理者による接種

接種予定頻度 又は接種予定日	接種対象 (いずれかに丸)	1回当たりの 接種予定頭数	期間中の合計 接種予定頭数	必要ワクチン数量	
				20 ドーズ	50 ドーズ
	繁殖豚・肥育豚・ その他 ()				
	繁殖豚・肥育豚・ その他 ()				

(2) 知事認定獣医師による接種 (※該当がある場合のみ記載)

接種予定頻度 又は接種予定日	接種対象 (いずれかに丸)	1回当たりの 接種予定頭数	期間中の合計 接種予定頭数	必要ワクチン数量	
				20 ドーズ	50 ドーズ
	繁殖豚・肥育豚・ その他 ()				
	繁殖豚・肥育豚・ その他 ()				

認定農場におけるワクチン接種実績報告

〇〇〇家畜保健衛生所長 殿

認定農場 名 称：

所在地：

1 接種を行った登録飼養衛生管理者名：

(1) 接種実績：

接種日	接種頭数					接種日齢 又は生年 月日	使用ワクチン数量		残りワクチン数量	
	繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他	合計頭数		20 ドーズ	50 ドーズ	20 ドーズ	50 ドーズ

(2) 次回接種予定日： 年 月 日 ()

2 指示を行った知事認定獣医師の確認（知事認定獣医師が記載）

(1) 確認日： 年 月 日

(2) 知事認定獣医師名：